

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成 30 年 5 月 2 日  
環境省 環境再生・資源循環局  
総務課制度企画室

### 1. 背景・趣旨

平成 29 年 2 月の第 18 回中央環境審議会循環型社会部会で取りまとめられた廃棄物処理制度見直しの方向性（意見具申）及び第 193 回国会で成立し、昨年 6 月に公布された特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）の施行に向けて、同法との一体的な運用を図る観点から、合同会議<sup>1</sup>（第 5 回及び第 6 回）における議論等を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うもの。

### 2. 概要

#### （1）分析試験目的の輸出入に係る手続の簡素化

分析試験目的の廃棄物の輸出の基準として、当該廃棄物が輸出の相手国で分析試験の用に供されることが確実であること、新たな廃棄物低減技術の開発等に資するものであること、当該廃棄物の量が必要最低限のものであること等を規定する。また、輸出入の確認又は許可の申請を行うために環境大臣に提出する書類のうち、処分を行うための施設の概要、施設の構造図等に関する書類の添付を省略することができることとする。このほか、分析試験目的の 25 キログラム以下の廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の輸出入については、環境大臣の確認又は許可に係る書類と同様の書類を提出した者については、当該確認又は許可を要しないこととする。

#### （2）経済協力開発機構（OECD）加盟国向け輸出手続の簡素化

回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定を踏まえ、OECD加盟国へ輸出される廃棄物について、事前に確認を受けた施設において処理され、かつ、環境上適正に処理されることが確実であると見込まれる場合は、3年間の輸出の一括確認を受けることを可能とすることとする。

#### （3）輸入された廃棄物のシップバック手続の整備

---

<sup>1</sup> 中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議

輸入された廃棄物であって、仮に陸揚げされたものを当該廃棄物の輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、当該廃棄物の種類、性状、数量、運搬経路、返還を行う理由等を環境大臣に提出した場合には、当該廃棄物の輸出に当たっては環境大臣の確認を要しないこととする。

(4) バーゼル法に基づく認定事業者の輸入手続の簡素化

改正法による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律108号）第14条第1項及び同法第15条第1項の認定を受けている者が、当該認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合には、環境大臣の許可を要しないこととする。

(5) 輸出入に係る事故発生時の対応の明確化

輸出入に係る施設において生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事故が発生した場合に、廃棄物の輸出入を行おうとする者等が、応急措置及び事故の状況報告を行うこととする。

(6) その他

その他、上記の改正に伴い必要となる様式について定め、又は一部変更を行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）を踏まえ、一体的処理の認定の申請に係る書類の明確化、有害使用済機器の保管等に係る変更の届出に係る書類の明確化、その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

公布の日

※ただし、バーゼル法に基づく認定事業者の輸入手続の簡素化及び輸出入に係る事故発生時の対応の明確化に係る改正については、平成30年10月1日とする。